

令和3（2021）年度 部局マネジメント方針

生活支援部長

おくの かつみ
奥野 勝巳



私の決意（仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針）

生活支援部は、主に生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、民生委員・児童委員、戦没者の遺族に関する特別弔慰金といった業務や、福祉の最前線である福祉事務所を所管しています。

令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、その影響による離職、廃業などによる生活困窮に至った方々に住居確保給付金など生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などを活用し、生活再建できるよう寄り添った支援に努めてまいりました。依然、経済活動が好転する兆しは見えないところですが、SDGsの目標「貧困をなくすこと」の達成に向け、生活に困った方が最低限度の生活を過ごせるよう関係機関と連携し、寄り添った支援を行ってまいります。

1 生活保護の適正な執行について

市の生活保護世帯数は、令和3年3月現在、13,782世帯であり、平成26年度以降、生活保護適正化への取り組みや有効求人倍率の上昇などを背景に減少傾向で推移してきました。

今般の、新型コロナウイルス感染拡大の影響により離職・廃業等に起因し、生活困窮に至った方からの保護申請の増加が見込まれます。令和3年度におきましても引き続き生活に困窮した方が再び生活ができるよう支援するとともに、「生活保護制度への信頼確保」と「財政負担の軽減」を実現すべく、必要な方に必要な保護を行い、制度本来の趣旨である「最低生活の保障」と「自立の助長」を果たせるよう努めてまいります。また、高齢者向け施設入所者の方に適切な医療・介護が適用され、安定した生活ができるよう努めてまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

相談者の抱える課題が多岐にわたる中、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者に対する包括的な支援は益々重要性を増している状況です。

自立相談支援事業における令和2年度の相談件数は前年に比べ約3倍になっており厳しい現状にありますが、尊厳を守り安心した生活を送っていただけるよう、住居確保給付金事業をはじめとした様々な事業を推進し、職員が一丸となって相談者に寄り添った包括的・早期的支援に取り組んでまいります。また、複雑かつ多様化している課題に対応するためには、様々な関係機関との連携が必要不可欠であると認識しております。相談者の立場に立ち、より効果的な支援を行うために、関係機関や民間団体等との連携を図ってまいります。